

令和8年度 全国児童家庭支援センター協議会 現況調査

R8.7.1時点 総センター数：211センター

基本情報：所在地区

北海道地区	14 センター
東北地区	9 センター
関東地区	70 センター
中部地区	25 センター
近畿地区	26 センター
中国・四国地区	30 センター
九州地区	37 センター

基本情報：同一法人運営の児童入所施設

(回答 211)

施設種別	センター数	施設種別	センター数
児童養護施設	110	児童養護施設＋児童心理治療施設	3
乳児院	8	児童養護施設＋児童自立支援施設	3
母子生活支援施設	10	児童養護施設＋障害児入所施設	2
児童心理治療施設	4	児童養護施設＋乳児院＋児童自立支援施設	1
障害児入所施設	2	児童養護施設＋乳児院＋児童心理治療施設	5
児童養護施設＋乳児院	27	児童養護施設＋乳児院＋母子生活支援施設	3
児童養護施設＋母子生活支援施設	5	乳児院＋母子生活支援施設	1
なし	27		

基本情報：要保護児童対策地域協議会に関わっている市町村の数（区制を敷いている政令市については関わっている区の数）

(回答 211)

0 市・町・区	6 センター	7	17 センター
1	51 センター	8	5 センター
2	46 センター	9	2 センター
3	33 センター	10	4 センター
4	23 センター	11	3 センター
5	8 センター	13	1 センター
6	11 センター	24	1 センター

1. 職員の配置について

(1) 職員配置状況 (回答 211)

【運営管理責任者】

常勤で専任（管理業務のみ）	27 人
常勤で専任（センター相談員を兼務）	61 人
非常勤で専任（管理業務のみ）	6 人
非常勤で専任（センター相談員を兼務）	3 人
本体施設長・副施設長等が兼任	101 人
その他の形態	13 人

【相談員】

配置人数別センター数

配置人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	9 人	10 人以上
センター数	20	96	50	24	12	3	2	1	3

雇用形態別職員数

常勤で専任	196 センター	381 人
常勤で他施設業務等を兼任	34 センター	58 人
非常勤で専任	82 センター	132 人
非常勤で他施設業務等を兼任	17 センター	25 人

【心理職員】

配置人数別センター数

配置人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	8 人
センター数	128	53	20	7	1	1	1

雇用形態別職員数

常勤で専任	166 センター	190 人
常勤で他施設業務等を兼任	19 センター	22 人
非常勤で専任	73 センター	110 人
非常勤で他施設業務等を兼任	16 センター	19 人

【その他の職員】

配置人数別センター数

配置人数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	14 人
センター数	125	45	14	10	7	5	4	1

雇用形態別職員数

常勤で専任	39 センター	71 人
常勤で他施設業務等を兼任	23 センター	25 人
非常勤で専任	41 センター	80 人
非常勤で他施設業務等を兼任	11 センター	18 人

(2) 里親支援専門相談員配置状況 (回答 168)

※同一法人に児童養護施設または乳児院があるセンターのみ回答

配置している (児家センの兼務有り)	16
配置している (児家センの兼務無し)	110
配置していない	42

2. センターの設置形態、及び休業日・夜間の相談対応方法について

(1) 設置形態 (回答 211)

本体施設と同一の建物ないし敷地内に設置		137
本体施設から離れた場所に設置		50
	(1km 未満)	17
	(1 km以上～5km 未満)	13
	(5 km以上～10km 未満)	9
	(10km 以上)	11
単独設置・その他		24

(2) 休業日の相談対応方法について (回答 211)

センターの休業日

休業日はない	36
休業日はある (対応は行っている)	135
休業日ある (対応は一切行っていない)	40

休業日はある (対応は行っている) の対応方法

センター職員が休業日に出勤し、直接対応している (事前予約での対応・宿日直対応含む)	32
センター職員又は管理者が携帯電話等の連絡ツールを所持し、対応している	69
本体施設・併設施設職員勤務者に対応を依頼している (本体勤務者からの連絡等を受けてセンター職員が対応を含む)	29
その他	5

※その他の回答

- ・対応可能な日に相談対応を行っている
- ・事前予約がある場合は休業日に出勤し直接対応するが、基本的には管理者が携帯電話を所持し対応
- ・センター職員携帯対応と本体施設対応の併用
- ・子育て短期支援事業を実施

(2) 夜間の相談対応方法について (回答 211)

センターの夜間対応

行っている	121
行っていない	90

夜間対応「行っている」の対応方法

センター職員が宿直・夜勤を行い、直接対応している	6
センター職員又は管理者が携帯電話等の連絡ツールを所持し、対応している	79
夜間勤務している本体施設・併設施設職員に対応を依頼している (本体勤務者からの連絡等を受けてセンター職員が対応を含む)	34
その他	1

※その他の回答

- ・センター職員又は管理者が携帯電話等の連絡ツールを所持し、対応と、夜間勤務している本体施設職員に対応を依頼(本体勤務者からの連絡等を受けてセンター職員が対応を含む)を併用

(3) 本来業務の相談対応の他に児童相談所等から委託費等を受け行う業務について

休日・夜間の電話相談対応 (回答 211)

行っている	15
行っていない	196

SNS 相談対応業務 (回答 211)

行っている	16
行っていない	195

3. センターの運営費補助金について (201 回答) ※R8 年度開設・R7 年度休止を除く

(1) 道府県・政令指定都市からの運営事業補助金額

800 万円未満	7
800 万以上 1,000 万円未満	14
1,000 万円以上 1,300 万円未満	35
1,300 万円以上 1,500 万円未満	22
1,500 万円以上 1,800 万円未満	51
1,800 万円以上 2,000 万円未満	34
2,000 万円以上 2,500 万円未満	23
2,500 万円以上 3,000 万円未満	9
3,000 万円以上 3,500 万円未満	6

(2) 補助金収入額の交付について

国の示す補助基準通りの金額を交付されている	154
道府県等の（財政事情等による）独自判断で減額交付されている	36
その他 「虐待通告にかかる初動調査等も委託されている」等、他事業の費用と合算して一括交付されている（児家セン補助金単体としての金額が算出できない）	11

※その他の回答に関する事業等

- ・事業費は件数に対する基準で交付されていない
- ・委託契約なので補助金としては受け取っていない
- ・地域子育て相談機関事業費を含む
- ・子育て短期支援事業を含む（横浜型）
- ・政令市の独自判断での交付
- ・事業開始初年度による額の変更（補助基準額に達せず減額・事業費は最少額での交付など）
- ・日本財団からの助成金にて運営
- ・189 児相夜間土日祝日対応分を含む

(3) 同一法人内での里親支援センター（児童福祉法第 11 条第 4 項）の運営について（211 回答）

行っている	40
行っていない	166
自法人が運営していないが、運営には関与している（サテライト（分室や支所）としてのスペースを常時提供していたり、職員を支援員等として派遣出向させたりするなど常態的に関与している場合。単なる研修講師や施設実習への協力などは含みません）	5

(4) 同一法人内での市町村(特別区を含む)への人材派遣や出向等について（211 回答）

行っている	26
行っていない	185

(5) 同一法人内での家庭支援事業（児童福祉法第 21 条の 18）の実施状況について（回答 211）

①子育て短期支援事業

行っている	166 センター
行っていない	45 センター

里親を活用した通称「里親ショートステイ」

行っている	45 センター
行っていない	166 センター

②児童育成支援拠点事業

行っている	21 センター
行っていない	190 センター

③親子関係形成支援事業

行っている	32 センター
行っていない	179 センター

④子育て世帯訪問支援事業

行っている	27 センター
行っていない	184 センター

⑤養育支援訪問事業

行っている	21 センター
行っていない	190 センター

⑥一時預かり事業

行っている	43 センター
行っていない	168 センター